

第90回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時



開催場所

東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第90回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
提供書面	
事業報告	15
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36

株主各位

証券コード1807

2021年6月10日

東京都港区南麻布一丁目18番4号

株式会社佐藤渡辺

代表取締役社長

石井直孝

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえまして、会場での感染の発生を避けるため、株主様にはご来場を控えていただき、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

<株主のみなさまへのお願い> ー新型コロナウイルス感染拡大防止への対応についてー

- ・感染リスク低減のため、前年同様座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が減少いたします。そのため、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で、アルコール消毒液を配備いたしますので、入場前の手指消毒をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方（37.5度以上）、体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・当社の役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ホームページでお知らせいたします。

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室

末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項** ① 第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

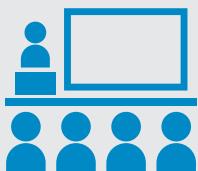
インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類および提供書面の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において周知させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分必着

インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「スマート行使」について

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従つて行使をしていただきますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトにてご修正をいただきますようお願い申し上げます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従つてお手続きください。
- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

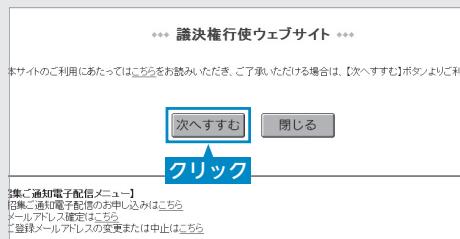
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524（平日午前9時～午後9時）

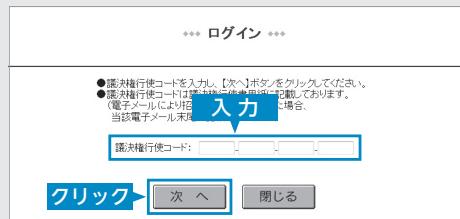
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



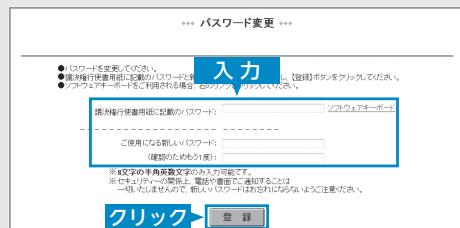
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

第90期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき100円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、311,043,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	1	い し い なお た が 石井 直孝 (1955年12月6日生)	再任
在任年数 4年	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1978年4月 株式会社渡辺組入社 2007年4月 当社工事本部工務部長 2009年4月 当社事業本部工務部長 2009年12月 当社中部支店副支店長 2012年4月 当社執行役員西日本支店長 2015年4月 当社執行役員中日本支店長 2016年4月 当社常務執行役員中日本支店長 2017年4月 当社常務執行役員経営企画室長 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年4月 当社代表取締役社長（現）</p> <p>選任理由</p> <p>石井直孝氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに西日本支店長、中日本支店長などを歴任、2017年には取締役経営企画室長、2018年には代表取締役に就任し、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、当社の継続的な企業価値向上に努めております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
所有する当社株式の数 2,400株			
取締役会への出席状況 100%(14回/14回)			

候補者
番号

2

はら
原

じゅんいち
淳一

(1954年8月9日生)

再任

在任年数

4年

所有する当社株式の数

2,200株

取締役会への出席状況

100%(14回/14回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年4月 株式会社渡辺組入社
2008年4月 当社監査室長
2009年12月 当社事業本部工務部長
2011年4月 当社工事本部工務部長
2012年4月 当社執行役員工事本部工務部長
2013年4月 当社執行役員施設工事支店長
2016年4月 当社常務執行役員営業本部長
2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
2020年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
2020年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長（現）

選任理由

原淳一氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、工事本部工務部長、施設工事支店長などを歴任、2016年から当社の営業部門を統括、2017年に取締役に就任し、以来、当社の経営を担い、継続的な企業価値向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

い け だ ま さ と
池田 政人 (1956年11月23日生)

再任

在任年数
1年所有する当社株式の数
1,000株取締役会への出席状況
100%(10回/10回)**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1980年4月 株式会社渡辺組入社
 2010年4月 当社施設工事支店工事部長兼安全環境部長
 2013年4月 当社工事本部工務部長
 2015年4月 当社執行役員西日本支店長
 2018年4月 当社常務執行役員関東支店長
 2020年4月 当社常務執行役員工事本部長
 2020年6月 当社取締役常務執行役員工事本部長（現）

選任理由

池田政人氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、西日本支店長、関東支店長などを歴任、2020年4月から当社の工事部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

は や し は じ め
林 肇 (1957年12月31日生)

新任

所有する当社株式の数
1,400株**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1982年4月 株式会社渡辺組入社
 2008年4月 当社関東支店工事部長
 2013年4月 当社中日本支店工事部長
 2015年4月 当社工事本部工務部長
 2016年4月 当社執行役員工事本部工務部長
 2017年4月 当社執行役員中日本支店長
 2019年4月 当社常務執行役員営業本部営業部長（現）

選任理由

林肇氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、工事本部工務部長、中日本支店長などを歴任、2019年4月から当社の営業部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。これらのことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

<p>候補者 番号</p>	<p>5</p>	<p>かない よしはる 金井 義治 (1958年9月25日生)</p>	<p>新任</p>
<p>所有する当社株式の数 1,000 株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1982年 4月 佐藤道路株式会社入社 2011年 4月 当社管理本部経理部長 2013年 4月 当社管理本部管理部長兼経営企画部長 2014年10月 当社経営企画室経営管理部長 2017年 4月 当社管理本部経理部長 2018年 4月 当社執行役員管理本部経理部長 2021年 4月 当社執行役員管理本部長兼経営企画室長（現）</p> <p>選任理由</p> <p>金井義治氏は、当社において長年にわたり管理部門全般に従事し、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、経営企画室経営管理部長・管理本部経理部長を歴任、2021年4月から当社の管理部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。</p> <p>これらのことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	
<p>候補者 番号</p> <p>6</p> <p>在任年数 2年</p> <p>所有する当社株式の数 1株</p> <p>取締役会への出席状況 86%(12回/14回)</p>	<p>よこやま かずひこ 横山 和彦 (1953年9月18日生)</p> <p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1977年 4月 株式会社協和銀行入行（現株式会社りそな銀行） 2007年 6月 りそな信託銀行株式会社執行役員証券信託営業部担当 2009年 4月 株式会社りそな銀行常勤監査役 2012年 6月 同行退任 2012年 6月 昭和リース株式会社取締役会長 2018年 6月 同社退任 2018年 6月 河西工業株式会社社外取締役（現） 2019年 6月 当社社外取締役（現）</p> <p>選任理由および期待される役割</p> <p>横山和彦氏は、長きにわたり金融機関に在籍し経営者としての経験があり、豊富な見識と高い専門能力を有しております。同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たすことが期待できると判断させていただきました。</p> <p>これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	

候補者
番号

7

ふるかわ ゆうじ
古川 裕二 (1961年9月24日生)

再任

社外

独立

在任年数
1年

所有する当社株式の数
一 株

取締役会への出席状況
100%(10回/10回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 株式会社協和銀行入行（現株式会社りそな銀行）
2013年 4月 株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員
2014年 6月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役
2017年 4月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社長
2017年 6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長（現）
2017年 6月 株式会社りそなホールディングス退任
2019年 6月 ソーダニッカ株式会社社外取締役（現）
2020年 3月 りそな決済サービス株式会社退任
2020年 6月 当社社外取締役（現）

選任理由および期待される役割

古川裕二氏は、長きにわたり金融機関に在籍し経営者としての経験があり、豊富な見識と高い専門能力を有しております。同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たすことが期待できると判断させていただきました。

これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山和彦氏および古川裕二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者と特定関係事業者の関係について
横山和彦氏は過去10年間に於いて当社の特定関係事業者の役員となったことがあります。古川裕二氏は過去10年間に於いて当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあります。なお、両氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は本株主総会において横山和彦氏および古川裕二氏の再任が承認された場合、当社と両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、常勤監査役花澤修一氏は任期満了となります。つきましては、新任監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

やまもと いづる
山本 出

(1959年8月21日生)

新任

所有する当社株式の数
2,100 株

略歴および当社における地位（重要な兼職の状況）

1982年4月 佐藤道路株式会社入社
2006年4月 当社管理本部情報システム部長
2008年7月 当社西日本支店総務部長
2012年11月 当社関東支店総務部長
2014年10月 当社営業本部営業管理部長
2019年4月 当社管理本部管理部長
2021年4月 当社管理本部長付部長（現）

選任理由

山本出氏は、当社入社以来管理部門を担当し、財務および会計等に関する豊富な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断させていただきました。

これらのことから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者との責任限定契約について

当社は本株主総会において山本出氏の新任が承認された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。

3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

く ぼ よしひと
久保 義人 (1962年10月27日生)

社外

独立

所有する当社株式の数
一 株

略歴（重要な兼職の状況）

- 1996年4月 弁護士登録
横浜弁護士会会
豊島・佐藤総合法律事務所勤務
- 2003年10月 パートナー弁護士となり、豊島・佐藤・久保総合法律事務所へ変更
- 2014年10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更（現）

選任理由

久保義人氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、監査役の員数を欠くことになる場合に社外監査役として就任いただき、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 久保義人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認され、久保義人氏が社外監査役に就任した場合には、同氏の間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額4千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第90期事業報告24頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会で予め定める

地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、感染拡大の防止と経済活動の両立を図るなかで、一部に回復の兆しは見られるものの、サービスなど非製造業を中心に企業収益の低下や雇用環境の悪化が続いており、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

道路建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移したものの、民間設備投資については抑制傾向となり、受注環境の変化や原材料費・労務費の上昇傾向の継続など、経営環境は依然として厳しい状況でありました。

このような状況の中で、当社グループは感染防止に最大限の注意を払いながら事業活動を継続し、中止・中断が発生することなく工事を進捗させることができました。また、当連結会計年度を最終年度とする「中期経営計画（2018年度～2020年度）」の数値目標の達成に向けてグループ一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、378億4千3百万円と前年同期比4.0%減となり、売上高は、399億1千8百万円と前年同期比8.3%増となりました。

損益につきましては、一部の工事で大幅な利益の増加を達成できたこと等により、経常利益は、28億9千万円と前年同期比84.6%増となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、18億4千4百万円と前年同期比76.6%増となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装	13,446,455	27,567,416	29,381,273	11,632,598
	土 木 等	1,892,667	5,620,831	5,882,147	1,631,351
	計	15,339,122	33,188,248	35,263,420	13,263,950
製品等販売部門		—	4,655,557	4,655,557	—
合 計		15,339,122	37,843,806	39,918,978	13,263,950

(工事部門)

当連結会計年度の受注高は33,188百万円（前年同期比4.7%減）となりました。また、完成工事高は35,263百万円（前年同期比9.4%増）となり、次期繰越高は13,263百万円（前年同期比13.5%減）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
中日本高速道路株式会社	新名神高速道路 甲賀土山地区6車線化工事	滋賀県
奥村組土木興業株式会社	新田原(R元)駐機場等整備土木工事	宮崎県
国土交通省中国地方整備局	令和2年度静岡仁摩道路宅野トンネル舗装工事	島根県
国土交通省関東地方整備局	R2中部横断道下八木沢地区舗装工事	山梨県
国土交通省関東地方整備局	R2国道16号五井南海岸舗装修繕その2工事	千葉県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	国道106号 下腹帯地区舗装工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	大峠山地区舗装工事	宮城県
国土交通省東北地方整備局	大船渡国道管内維持補修工事	岩手県
東京港埠頭株式会社	令和元年度大井コンテナ埠頭第5バースコンテナ蔵置場改修工事	東京都
東日本高速道路株式会社	東京外環自動車道 三郷管内舗装補修工事	埼玉県

(製品等販売部門)

当連結会計年度の売上高は4,655百万円（前年同期比0.9%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、合材工場の機械設備および工事用機械などの拡充更新を中心に投資を行い、その総額は約3億円であります。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、政府による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されるなど、公共投資については一部に明るい材料が見られるものの、民間設備投資については新型コロナウイルスの影響による減少も懸念されます。また、原材料価格の変動や労働者不足による建設コストの上昇も懸念され、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、事業環境の変化に柔軟に対応し、安定的に利益を生み出す会社を目指すことを基本方針とする「中期経営計画（2021年度～2023年度）」を新たに策定し、数値目標の達成および2023年12月の創業100周年に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。経営信条である「社会の求めるものに答えることを通し、社会に奉仕する。」の実践により、すべてのステークホルダーから信頼されるよう、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 87 期	第 88 期	第 89 期	第 90 期 (当連結会計年度)
受 注 高	36,480,233	40,194,348	39,436,730	37,843,806
売 上 高	38,546,293	38,835,319	36,861,426	39,918,978
経 常 利 益	1,507,584	1,853,844	1,565,706	2,890,494
親会社株主に帰属する 当期純利益	993,863	1,233,863	1,044,555	1,844,514
1株当たり当期純利益	311.51円	386.74円	327.40円	590.67円
総 資 産 額	31,347,494	31,114,476	31,515,637	32,378,593
純 資 産 額	14,532,583	15,470,645	16,232,294	17,947,521
1株当たり純資産額	4,538.61円	4,831.60円	5,066.78円	5,746.46円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 2017年10月1日付で、普通株式について5株を1株の割合で株式併合を行っており、第87期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
拓 神 建 設 株 式 会 社	千円 40,000	% 100.0	道路舗装工事請負業
株 式 会 社 弘 永 舗 道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造および販売業
株 式 会 社 創 誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装工事、土木工事等の請負ならびにこれらに関連する事業を行うほか、アスファルト合材等の製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本 店 東京都港区南麻布一丁目18番4号

支 店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府大阪市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

技術研究所（茨城県稲敷郡美浦村）

② 重要な子会社

拓神建設株式会社（神奈川県横浜市）、株式会社弘永舗道（青森県弘前市）

株式会社創誠（福島県石川郡石川町）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
513名	(増) 22名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
492名	(増) 16名	44.9歳	20.4年

(注) 上記従業員数には他社への出向者6名と臨時従業員の178名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	187,858千円
株式会社みずほ銀行	25,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	12,000,000株
(2) 発行済株式の総数 (自己株式を除く)	3,110,435株
自己株式	85,265株
(うち、当期取得自己株式)	80,000株)
(3) 株 主 数	578名
(4) 上位10名の株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	390 ^{千株}	12.5%
CACEIS BANK, SWITZERLAND BRANCH	371	12.0
有 限 会 社 創 翔	331	10.6
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	241	7.8
株 式 会 社 ア ス カ	196	6.3
宇 部 興 産 株 式 会 社	161	5.2
常 盤 工 業 株 式 会 社	105	3.4
内 藤 征 吾	89	2.9
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	75	2.4
東 亜 建 設 工 業 株 式 会 社	62	2.0

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (85,265株) を控除して計算しております。
 2. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エイチビーエム・インベストメント・マネジメント・(ビーブイアイ)エルティディが2020年12月29日現在で371千株を処分した旨が記載されております。
 3. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ジョン・ハートレー・ティッド・キンバル氏が2020年12月29日現在で371千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 井 直 孝	—
代表取締役	原 淳 一	営 業 本 部 長
取締役	丹 波 弘 至	管 理 本 部 長
取締役	池 田 政 人	工 事 本 部 長
取締役	横 山 和 彦	河 西 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役
取締役	古 川 裕 二	公 益 財 団 法 人 り そ な 中 小 企 業 振 興 財 団 理 事 長 ソ ー ダ ニ ッ カ 株 式 会 社 社 外 取 締 役
常勤監査役	花 澤 修 一	—
常勤監査役	横 倉 一 郎	—
監 査 役	佐 藤 嘉 記	—
監 査 役	石 原 祥 子	—

- (注) 1. 取締役横山和彦および取締役古川裕二の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役佐藤嘉記および監査役石原祥子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役佐藤嘉記氏は弁護士として企業法務および税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

【新任】

2020年6月25日開催の第89回定時株主総会決議により、就任した取締役は、次のとおりであります。

就任時の地位	氏 名
取 締 役	池 田 政 人
取 締 役	古 川 裕 二

【退任】

2020年6月25日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名
代 表 取 締 役 副 社 長	原 義 久

【辞任】

2020年5月31日をもって、辞任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名
取 締 役	小 出 尋 常

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等に係る決定方針については、2021年2月18日開催の取締役会において決定方針を以下の通り決議しております。

- ・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上および業績に対するモチベーションアップを主眼とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
- ・ 基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて経営内容、社会的水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・ 業績連動報酬（賞与）は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益を指標とした金銭報酬とし、各事業年度の経常利益の達成度に応じて、固定基準額に「役員報酬内規」に定められた係数を乗じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間2億円以内と定められております。（ただし、使用人分給与は含まない）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は0名）です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間3千万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定については、2020年6月25日開催の取締役会において、決定方針との整合性等の審議し、決定方針に沿うものであると判断して決議しております。

また、業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬等の額の決定については、2020年4月23日開催の取締役会において、前事業年度の経常利益の達成度、決定方針との整合性等の審議し、決定方針に沿うものであると判断して決議し、毎年一定の時期に支給しております。

なお、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会において、「第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式の付与のための報酬決定の件」が決議されました場合は、当社の取締役および監査役の報酬等の額は、以下のとおりとなります。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等に係る決定方針については、2021年4月22日開催の取締役会において決定方針を以下の通り決議しております。

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上および業績に対するモチベーションアップを主眼とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて経営内容、社会的水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・業績連動報酬（賞与）は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益を指標とした金銭報酬とし、各事業年度の経常利益の達成度に応じて、固定基準額に「役員報酬内規」に定められた係数を乗じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。
- ・非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、取締役に対する月例の固定報酬を基準として、これに一定の係数を乗じることで、各対象者に支給する金銭債権額を決定し、この金銭債権額を現物出資の方法で給付することと引き換えに、譲渡制限付株式を割り当てることとする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間2億円以内と定められております。（ただし、使用人分給与は含まない）当該定時株主総会終結時点の取締役の

員数は13名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会の決議により、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年間4千万円以内（社外取締役は付与対象外）と定められております。当該定時株主総会最終時点の取締役会の員数は7名（うち、社外取締役2名）です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間3千万円以内と定められております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会において、決定方針との整合性等の審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議しております。

また、業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬等の額の決定については、毎年4月に開催する定時取締役会において、前事業年度の経常利益の達成度、決定方針との整合性等の審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議し、毎年一定の時期に支給しております。

非金銭報酬等である株式報酬の個人別の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会により決議しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額(百万円)		報酬等の額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	8名 (3名)	86 (13)	32 (-)	118 (13)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	22 (6)	- (-)	22 (6)
合計	12名 (5名)	108 (19)	32 (-)	141 (19)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した1名および辞任した1名を含んでおります。
 3. 業績連動報酬である賞与に係る指標は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益としており、報酬の額は、経常利益の達成度に応じて固定基準額に「役員報酬内規」に定めた係数を乗じた金額としております。なお、当事業年度における経常利益の目標は17億円で、実績は29億1千9百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（非常勤）	横 山 和 彦	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外取締役（非常勤）	古 川 裕 二	就任後開催の取締役会10回のすべてに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外取締役（非常勤）	小 出 尋 常	2020年5月31日に退任するまでに開催された取締役会2回の全てに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂きました。
社外監査役（非常勤）	佐 藤 嘉 記	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役（非常勤）	石 原 祥 子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会12回の全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	40,000千円
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規定を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営に関する重要な意思決定機能および業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限および責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社経営企画室は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) 当社の監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役職員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役4名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社の内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店所を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

当社の監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年8回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。

さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

当社の常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流 動 資 産	19,381,700	流 動 負 債	10,938,755
現金預金	4,194,669	支払手形・工事未払金等	8,009,428
受取手形・完成工事未収入金等	13,933,278	一年以内返済予定長期借入金	73,996
未成工事支出金	768,962	未払法人税等	768,160
その他のたな卸資産	180,128	未払消費税等	430,242
その他	309,749	未成工事受入金	593,956
貸倒引当金	△5,087	賞与引当金	492,283
固 定 資 産	12,996,893	完成工事補償引当金	7,420
有 形 固 定 資 産	9,846,360	工事損失引当金	24,900
建物・構築物	3,169,908	その他	538,368
機械装置・車両	549,545	固 定 負 債	3,492,316
工具器具・備品	60,034	長期借入金	138,862
土地	5,961,900	再評価に係る繰延税金負債	886,522
建設仮勘定	20,351	退職給付に係る負債	2,228,897
その他	84,620	その他	238,034
無 形 固 定 資 産	72,562	負 債 合 計	14,431,072
投資その他の資産	3,077,970	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,160,237	株 主 資 本	15,970,739
長期貸付金	27,752	資本金	1,751,500
破産更生債権等	53,871	資本剰余金	869,602
繰延税金資産	818,336	利益剰余金	13,505,880
その他	62,312	自己株式	△156,244
貸倒引当金	△44,540	その他の包括利益累計額	1,903,249
		その他有価証券評価差額金	231,303
		土地再評価差額金	1,698,058
		退職給付に係る調整累計額	△26,113
		非 支 配 株 主 持 分	73,532
		純 資 産 合 計	17,947,521
資 産 合 計	32,378,593	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,378,593

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		39,918,978
売上原価		35,204,360
売上総利益		4,714,617
販売費及び一般管理費		2,019,807
営業利益		2,694,809
営業外収益		229,528
受取利息及び配当金	85,269	
持分法による投資利益	115,347	
その他	28,911	
営業外費用		33,843
支払利息	28,395	
その他	5,447	
経常利益		2,890,494
特別利益		14,720
投資有価証券売却益	14,720	
特別損失		175,002
固定資産除却損	298	
減損損失	79	
投資有価証券評価損	174,624	
税金等調整前当期純利益		2,730,213
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	983,338	
	△104,105	879,233
当期純利益		1,850,979
非支配株主に帰属する当期純利益		6,465
親会社株主に帰属する当期純利益		1,844,514

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部					
				千円					千円
流 動 資 産				18,558,404	流 動 負 債				10,716,977
現金預金	受取手形	完成工事未収入金	売掛金	3,691,389	支払手形	工事未払金	一年以内返済予定長期借入金	リース債務	4,346,259
				1,898,256					3,482,271
				10,552,511					73,996
				1,182,489					34,028
				755,499					207,912
				172,900					119,875
				14,157					765,622
				18,794					419,331
				275,103					593,956
				△2,700					88,449
固 定 資 産				12,117,052	賞与引当金	完成工事補償引当金	工事損失引当金	設備支払手形	484,000
有 形 固 定 資 産				9,749,494					6,500
建物・構築物	機械装置	器具・備	物両品	3,164,225					24,900
				545,633					64,075
				58,798					5,800
				5,875,866	固 定 負 債				3,442,383
				84,620	長期借入金	リース債務	長期預り金	再評価に係る繰延税金負債	138,862
				20,351					65,748
無 形 固 定 資 産				71,844					156,000
ソフトウェア	リース資産	その他の資産	ア産他	49,524					886,522
				7,377					2,178,964
				14,942					16,285
投資その他の資産				2,295,713	負 債 合 計				14,159,361
投資有価証券	関係会社株	長期貸付金	破産更生債権	823,530	純 資 産 の 部				
				583,388	株 主 資 本				14,587,790
				27,752	資 本 金				1,751,500
				52,835	資 本 剰 余 金				869,602
				798,693	資 本 準 備 金				600,000
				53,066	その他資本剰余金				269,602
				△43,553	利 益 剰 余 金				12,122,931
					その他利益剰余金				12,122,931
					繰越利益剰余金				12,122,931
					自 己 株 式				△156,244
					評価・換算差額等				1,928,305
					その他有価証券評価差額金				230,246
					土地再評価差額金				1,698,058
資 産 合 計				30,675,456	純 資 産 合 計				16,516,095
					負 債 ・ 純 資 産 合 計				30,675,456

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		38,925,105
完成工事高	34,332,981	
製品等売上高	4,592,123	
売 上 原 価		34,402,614
完成工事原価	30,715,225	
製品等売上原価	3,687,388	
売 上 総 利 益		4,522,491
完成工事総利益	3,617,756	
製品等売上総利益	904,734	
販売費及び一般管理費		1,918,714
営 業 利 益		2,603,776
営 業 外 収 益		349,402
受取利息及び配当金	321,602	
その他	27,799	
営 業 外 費 用		33,843
支払利息	28,395	
その他	5,447	
経 常 利 益		2,919,335
特 別 利 益		14,720
投資有価証券売却益	9,470	
関係会社株式売却益	5,250	
特 別 損 失		175,002
固定資産除却損	298	
減損損失	79	
関係会社株式評価損	174,624	
税引前当期純利益		2,759,054
法人税、住民税及び事業税	956,755	
法人税等調整額	△107,440	849,314
当 期 純 利 益		1,909,739

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳下敏男 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大兼宏章 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳下敏男 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大兼宏章 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 花 澤 修 一 ㊟

常勤監査役 横 倉 一 郎 ㊟

監 査 役 佐 藤 嘉 記 ㊟

監 査 役 石 原 祥 子 ㊟

(注) 監査役 佐藤嘉記及び監査役 石原祥子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈× 毛 欄〉

定時株主総会会場ご案内図

開催会場

東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室

TEL : 03 (3453) 7351



交通のご案内

都バス、三の橋および仙台坂下バス停から当社までは、徒歩約3分です。

地下鉄、麻布十番駅から当社までは、徒歩約10分です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。